（別添1）事務の内容

「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容（市町村CSを中心とした事務の流れ）

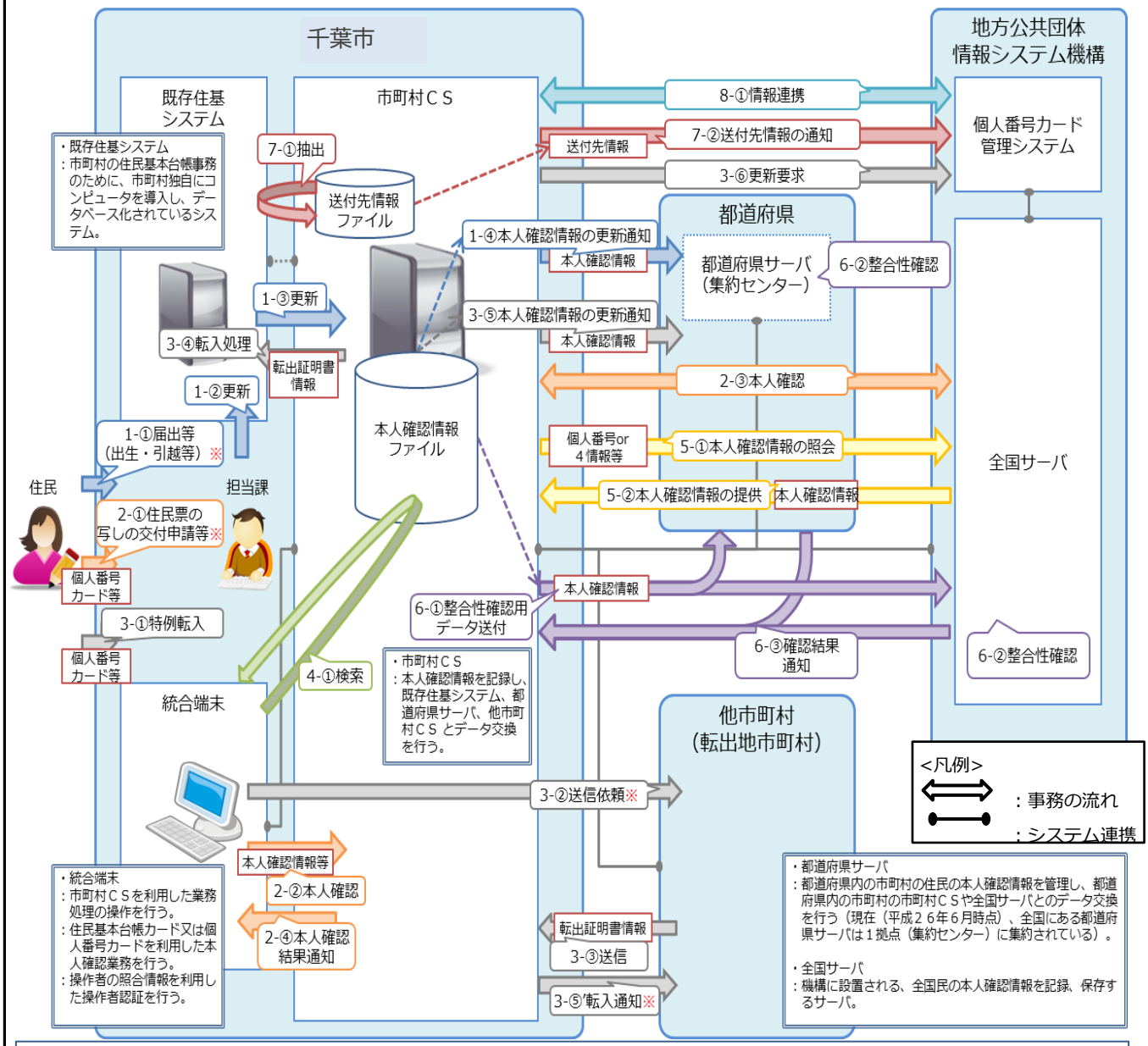

※個人番号カードに係る事務（個人番号通知書／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

（備考）

1. 本人確認情報の更新に関する事務
1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
1-②. 市町村の住民基本台帳（既存住民基本台帳システム）を更新する。
1-③. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
1-④. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務
2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
2-②,③. 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード（又は法令で定めた書類に記載された4情報）を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
2-④. 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入）
3-①. 転入手続きを行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認（「2. 本人確認」を参照）を行う。
3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
3-③. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受領する。
3-④. 既存住民基本台帳システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
3-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務
4-①. 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
（注） 検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務
5-①. 機構に対し、個人番号又は、4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
5-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務
6-①. 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
6-②. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
6-③. 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務
7-①. 既存住民基本台帳システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
7-②. 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携
8-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル2

201. 個別記載情報:自治体コード、202. 外国人情報管理情報:カード書換最終場所コード、203. 住民日履歴情報:世帯番号、204. 個人番号履歴情報:宛名番号、205. 介護受給者情報:申請中フラグ、206. 通知項目管理情報:宛名番号、207. 世帯構成情報:投票区コード2、208. 個人構成情報:処理停止理由区分、209. 転出予定者情報:宛名番号、210. 外国人情報管理情報:カード返納日、211. 住民日履歴情報:出力順位、212. 個人番号履歴情報:改製SEQ、213. 介護受給者情報:エラーコード、214. 通知項目管理情報:旧氏、215. 世帯構成情報:小学校区コード、216. 個人構成情報:処理停止メッセージ、217. 転出予定者情報:改製SEQ、218. 外国人情報管理情報:カード返納場所コード、219. 住民日履歴情報:作成更新日、220. 個人番号履歴情報:履歴SEQ、221. 介護受給者情報:自治体コード、222. 通知項目管理情報:最終住記地都道府県コード、223. 世帯構成情報:中学校区コード、224. 個人構成情報:処理停止期限、225. 転出予定者情報:状態区分、226. 外国人情報管理情報:カード記載許可種類、227. 住民日履歴情報:自治体コード、228. 個人番号履歴情報:履歴個人番号、229. 児童手当情報:宛名番号、230. 通知項目管理情報:最終住記地市区町村コード、231. 世帯構成情報:施設コード、232. 個人構成情報:処理停止端末名、233. 転出予定者情報:世帯番号、234. 外国人情報管理情報:カード記載許可年月日、235. 現住所履歴情報:宛名番号、236. 個人番号履歴情報:世帯番号、237. 児童手当情報:更新日、238. 通知項目管理情報:最終住民記録地、239. 世帯構成情報:異動受付フラグ、240. 個人構成情報:処理停止職員番号、241. 転出予定者情報:新続柄コード1、242. 外国人情報管理情報:カード記載交付年月日、243. 現住所履歴情報:改製SEQ、244. 個人番号履歴情報:出力順位、245. 児童手当情報:認定番号、246. 通知項目管理情報:最終住民記録地方書、247. 世帯構成情報:異動受付端末名、248. 個人構成情報:消除フラグ、249. 転出予定者情報:新続柄コード2、250. 外国人情報管理情報:カード記載有効期限日、251. 現住所履歴情報:履歴SEQ、252. 個人番号履歴情報:作成更新日、253. 児童手当情報:履歴番号、254. 通知項目管理情報:最終住民記録地郵便番号、255. 世帯構成情報:職員番号、256. 個人構成情報:消除日、257. 転出予定者情報:新続柄コード3、258. 外国人情報管理情報:通称履歴SEQ、259. 現住所履歴情報:履歴現住所町名コード、260. 個人番号履歴情報:自治体コード、261. 児童手当情報:認定消滅区分、262. 通知項目管理情報:最終住民記録地世帯主名、263. 世帯構成情報:排他フラグ、264. 個人構成情報:消除届出日、265. 転出予定者情報:新続柄コード4、266. 外国人情報管理情報:作成更新日、267. 現住所履歴情報:履歴現住所番地コード、268. 国籍等履歴情報:宛名番号、269. 児童手当情報:支給開始日、270. 通知項目管理情報:通知項目付加情報コード1、271. 世帯構成情報:消除フラグ、272. 個人構成情報:消除事由コード、273. 転出予定者情報:旧続柄コード1、274. 外国人情報管理情報:自治体コード、275. 現住所履歴情報:履歴現住所枝番コード、276. 国籍等履歴情報:改製SEQ、277. 児童手当情報:支給終了日、278. 通知項目管理情報:通知項目付加情報氏名1、279. 世帯構成情報:住定日、280. 個人構成情報:転入理由コード、281. 転出予定者情報:旧続柄コード2、282. 通称記載事項情報:宛名番号、283. 現住所履歴情報:履歴現住所小枝番コード、284. 国籍等履歴情報:履歴SEQ、285. 児童手当情報:エラーコード、286. 通知項目管理情報:通知項目付加情報日付1、287. 世帯構成情報:住定届出日、288. 個人構成情報:転出理由コード、289. 転出予定者情報:旧続柄コード3、290. 通称記載事項情報:改製SEQ、291. 現住所履歴情報:履歴現住所枝番3コード、292. 国籍等履歴情報:履歴外国人国籍等コード、293. 児童手当情報:自治体コード、294. 通知項目管理情報:通知項目付加情報コード2、295. 世帯構成情報:住定事由、296. 個人構成情報:職権記載事由コード、297. 転出予定者情報:旧続柄コード4、298. 通称記載事項情報:履歴SEQ、299. 現住所履歴情報:履歴現住所番地編集区分、300. 国籍等履歴情報:世帯番号、301. 後期高齢資格情報:処理日、302. 通知項目管理情報:通知項目付加情報氏名2、303. 世帯構成情報:備考記載日、304. 個人構成情報:職権消除事由コード、305. 転出予定者情報:新出力順位、306. 通称記載事項情報:総合改製SEQ、307. 現住所履歴情報:履歴現住所、308. 国籍等履歴情報:出力順位、309. 後期高齢資格情報:連番、310. 通知項目管理情報:通知項目付加情報日付2、311. 世帯構成情報:備考、312. 個人構成情報:法務省通知事由コード、313. 転出予定者情報:旧出力順位、314. 通称記載事項情報:転入前履歴SEQ、315. 現住所履歴情報:履歴現住所方書コード、316. 国籍等履歴情報:作成更新日、317. 後期高齢資格情報:更新日、318. 通知項目管理情報:通知項目付加情報コード3、319. 世帯構成情報:世帯主履歴SEQ、320. 個人構成情報:外国人国籍等コード、321. 転出予定者情報:新世帯主住民区分、322. 通称記載事項情報:履歴通称カナ、323. 現住所履歴情報:履歴現住所方書、324. 国籍等履歴情報:自治体コード、325. 後期高齢資格情報:資格異動日、326. 通知項目管理情報:通知項目付加情報氏名3、327. 世帯構成情報:現住所履歴SEQ、328. 個人構成情報:外国人住民日、329. 転出予定者情報:新カナ世帯主名、330. 通称記載事項情報:履歴通称漢字、331. 現住所履歴情報:履歴現住所郵便番号、332. 第30条45規定区分履歴情報:宛名番号、333. 後期高齢資格情報:資格異動事由コード、334. 通知項目管理情報:通知項目付加情報日付3、335. 世帯構成情報:備考履歴SEQ、336. 個人構成情報:外国人住民日届出日、337. 転出予定者情報:新漢字世帯主名、338. 通称記載事項情報:履歴通称区分、339. 現住所履歴情報:履歴現住所住定日、340. 第30条45規定区分履歴情報:改製SEQ、341. 後期高齢資格情報:市町村コード、342. 通知項目管理情報:その他情報、343. 世帯構成情報:作成更新日、344. 個人構成情報:外国人住民日事由コード、345. 転出予定者情報:新英字世帯主名、346. 通称記載事項情報:履歴通称記載年月日、347. 現住所履歴情報:履歴現住所届出日、348. 第30条45規定区分履歴情報:履歴SEQ、349. 後期高齢資格情報:個人区分コード、350. 通知項目管理情報:端末名、351. 世帯構成情報:自治体コード、352. 個人構成情報:外国人第30条45規定区分、353. 転出予定者情報:新カナ通称世帯主名、354. 通称記載事項情報:履歴通称記載市町村コード、355. 現住所履歴情報:履歴現住所異動事由コード、356. 第30条45規定区分履歴情報:履歴外国人第30条45規定区分、357. 後期高齢資格情報:宛名番号、358. 通知項目管理情報:作成更新日、359. 個人構成情報:宛名番号、360. 個人構成情報:外国人在留カード等の番号、361. 転出予定者情報:新通称世帯主名、362. 通称記載事項情報:履歴通称記載市町村名、363. 現住所履歴情報:履歴現住所区分、364. 第30条45規定区分履歴情報:世帯番号、365. 後期高齢資格情報:保険者番号適用開始年月日、366. 通知項目管理情報:自治体コード、367. 個人構成情報:世帯番号、368. 個人構成情報:外国人在留資格コード、369. 転出予定者情報:新世帯主氏名優先区分、370. 通称記載事項情報:履歴通称削除年月日、371. 現住所履歴情報:世帯番号、372. 第30条45規定区分履歴情報:出力順位、373. 後期高齢資格情報:保険者番号適用終了年月日、374. 市民カード状況情報:宛名番号、375. 個人構成情報:世帯識別番号、376. 個人構成情報:外国人在留期間コード、377. 転出予定者情報:旧世帯主住民区分、378. 通称記載事項情報:履歴通称削除市町村コード、379. 現住所履歴情報:作成更新日、380. 第30条45規定区分履歴情報:作成更新日、381. 後期高齢資格情報:被保険者資格取得年月日、382. 市民カード状況情報:市民カード運用状況、383. 個人構成情報:カナ氏名、384. 個人構成情報:外国人在留期間開始日、385. 転出予定者情報:旧カナ世帯主名、386. 通称記載事項情報:履歴通称削除市町村名、387. 現住所履歴情報:自治体コード、388. 第30条45規定区分履歴情報:自治体コード、389. 後期高齢資格情報:被保険者資格喪失年月日、390. 市民カード状況情報:市民カード有効期限、391. 個人構成情報:カナ名、392. 個人構成情報:外国人在留期間満了日、393. 転出予定者情報:旧漢字世帯主名、394. 通称記載事項情報:世帯番号、395. 本籍地履歴情報:宛名番号、396. 在留カード等番号履歴情報:宛名番号、397. 後期高齢資格情報:被保険者資格取得事由コード、398. 市民カード状況情報:市民カード回収日、399. 個人構成情報:検索カナ氏名、400. 個人構成情報:外国人カナ通称名、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

（1）住民基本台帳ファイル3

401. 転出予定者情報:旧英字世帯主名、402. 通称記載事項情報:出力順位、403. 本籍地履歴情報:改製SEQ、404. 在留カード等番号履歴情報:改製SEQ、405. 後期高齢資格情報:被保険者資格喪失事由コード、406. 市民カード状況情報:市民カード暗証番号有無、407. 個人構成情報:漢字氏名、408. 個人構成情報:外国人検索カナ通称名、409. 転出予定者情報:旧カナ通称世帯主名、410. 通称記載事項情報:作成更新日、411. 本籍地履歴情報:履歴SEQ、412. 在留カード等番号履歴情報:履歴SEQ、413. 後期高齢資格情報:被保険者番号、414. 市民カード状況情報:作成更新日、415. 個人構成情報:漢字名、416. 個人構成情報:外国人通称名、417. 転出予定者情報:旧通称世帯主名、418. 通称記載事項情報:自治体コード、419. 本籍地履歴情報:履歴本籍地都道府県コード、420. 在留カード等番号履歴情報:履歴外国人在留カード等の番号、421. 後期高齢資格情報:他業務宛名コード1、422. 市民カード状況情報:自治体コード、423. 個人構成情報:英字氏名、424. 個人構成情報:外国人氏名優先区分、425. 転出予定者情報:旧世帯主氏名優先区分、426. 個人番号情報:宛名番号、427. 本籍地履歴情報:履歴本籍地市区町村コード、428. 在留カード等番号履歴情報:世帯番号、429. 後期高齢資格情報:他業務宛名コード2、430. 世帯メモ情報:世帯番号、431. 個人構成情報:生年月日、432. 個人構成情報:外国人カナ併記名区分、433. 転出予定者情報:備考、434. 個人番号情報:改製SEQ、435. 本籍地履歴情報:履歴本籍地町名コード、436. 在留カード等番号履歴情報:出力順位、437. 後期高齢資格情報:他業務宛名コード3、438. 世帯メモ情報:メモ内容、439. 個人構成情報:和暦生年月日、440. 個人構成情報:改製SEQ、441. 転出予定者情報:備考出力フラグ、442. 個人番号情報:履歴SEQ、443. 本籍地履歴情報:履歴本籍地番地コード、444. 在留カード等番号履歴情報:作成更新日、445. 後期高齢資格情報:他業務宛名コード4、446. 世帯メモ情報:職員氏名、447. 個人構成情報:登録生年月日、448. 個人構成情報:改製日、449. 転出予定者情報:転出予定日、450. 個人番号情報:個人番号、451. 本籍地履歴情報:履歴本籍地枝番コード、452. 在留カード等番号履歴情報:自治体コード、453. 後期高齢資格情報:他業務宛名コード5、454. 世帯メモ情報:端末ID、455. 個人構成情報:性別、456. 個人構成情報:氏名履歴SEQ、457. 転出予定者情報:消除届出日、458. 個人番号情報:統合宛名番号、459. 本籍地履歴情報:履歴本籍地小枝番コード、460. 在留資格履歴情報:宛名番号、461. 後期高齢資格情報:エラーコード、462. 世帯メモ情報:作成更新日、463. 個人構成情報:続柄1、464. 個人構成情報:生年月日履歴SEQ、465. 転出予定者情報:外国人国籍等コード、466. 個人番号情報:個人番号付番状態区分、467. 本籍地履歴情報:履歴本籍地枝番3コード、468. 在留資格履歴情報:改製SEQ、469. 後期高齢資格情報:予備、470. 世帯メモ情報:自治体コード、471. 個人構成情報:続柄2、472. 個人構成情報:性別履歴SEQ、473. 転出予定者情報:外国人住民日、474. 個人番号情報:個人番号履歴SEQ、475. 本籍地履歴情報:履歴本籍地番地編集区分、476. 在留資格履歴情報:履歴SEQ、477. 後期高齢資格情報:自治体コード、478. 印鑑基本情報:宛名番号、479. 個人構成情報:続柄3、480. 個人構成情報:続柄履歴SEQ、481. 転出予定者情報:外国人第30条45規定区分、482. 個人番号情報:統合宛名番号履歴SEQ、483. 本籍地履歴情報:履歴本籍地、484. 在留資格履歴情報:履歴外国人在留資格コード、485. カード発行状況情報:住民票コード、486. 印鑑基本情報:印鑑番号、487. 個人構成情報:続柄4、488. 個人構成情報:世帯主履歴SEQ、489. 転出予定者情報:外国人在留カード等の番号、490. 個人番号情報:作成更新日、491. 本籍地履歴情報:世帯番号、492. 在留資格履歴情報:世帯番号、493. カード発行状況情報:カード運用状況、494. 印鑑基本情報:登録フラグ、495. 個人構成情報:住民日、496. 個人構成情報:住民日履歴SEQ、497. 転出予定者情報:外国人在留資格コード、498. 個人番号情報:自治体コード、499. 本籍地履歴情報:出力順位、500. 在留資格履歴情報:出力順位、501. カード発行状況情報:カード有効期限、502. 印鑑基本情報:処理事由コード、503. 個人構成情報:住民日届出日、504. 個人構成情報:現住所履歴SEQ、505. 転出予定者情報:外国人在留期間コード、506. 氏名履歴情報:宛名番号、507. 本籍地履歴情報:作成更新日、508. 在留資格履歴情報:作成更新日、509. カード発行状況情報:カード回収日、510. 印鑑基本情報:異動日、511. 個人構成情報:住民日事由コード、512. 個人構成情報:本籍地履歴SEQ、513. 転出予定者情報:外国人在留期間満了日、514. 氏名履歴情報:改製SEQ、515. 本籍地履歴情報:自治体コード、516. 在留資格履歴情報:自治体コード、517. カード発行状況情報:表面記載バージョン、518. 印鑑基本情報:異動理由コード、519. 個人構成情報:区民日、520. 個人構成情報:筆頭者履歴SEQ、521. 転出予定者情報:外国人通称名、522. 氏名履歴情報:履歴SEQ、523. 筆頭者履歴情報:宛名番号、524. 在留期間履歴情報:宛名番号、525. カード発行状況情報:作成更新日、526. 印鑑基本情報:登録日、527. 個人構成情報:区民日届出日、528. 個人構成情報:前住所履歴SEQ、529. 転出予定者情報:国保資格、530. 氏名履歴情報:履歴カナ氏名、531. 筆頭者履歴情報:改製SEQ、532. 在留期間履歴情報:改製SEQ、533. カード発行状況情報:自治体コード、534. 印鑑基本情報:原票保管課所、535. 個人構成情報:区民日事由コード、536. 個人構成情報:先住所履歴SEQ、537. 転出予定者情報:国保番号、538. 氏名履歴情報:履歴漢字氏名、539. 筆頭者履歴情報:履歴SEQ、540. 在留期間履歴情報:履歴SEQ、541. 付記情報:宛名番号、542. 印鑑基本情報:廃止抹消日、543. 個人構成情報:住民区分、544. 個人構成情報:備考履歴SEQ、545. 転出予定者情報:国保証番号、546. 氏名履歴情報:履歴英字氏名、547. 筆頭者履歴情報:履歴筆頭者名、548. 在留期間履歴情報:履歴外国人在留期間コード、549. 付記情報:届出日、550. 印鑑基本情報:登録備考、551. 個人構成情報:世帯主住民区分、552. 個人構成情報:住民票コード履歴SEQ、553. 転出予定者情報:国保得喪日、554. 氏名履歴情報:履歴カナ通称名、555. 筆頭者履歴情報:世帯番号、556. 在留期間履歴情報:世帯番号、557. 付記情報:異動日、558. 印鑑基本情報:照会番号、559. 個人構成情報:カナ世帯主名、560. 個人構成情報:国籍等履歴SEQ、561. 転出予定者情報:国保退職得喪日、562. 氏名履歴情報:履歴通称名、563. 筆頭者履歴情報:出力順位、564. 在留期間履歴情報:出力順位、565. 付記情報:異動事由コード、566. 印鑑基本情報:照会日、567. 個人構成情報:漢字世帯主名、568. 個人構成情報:第30条45規定区分SEQ、569. 転出予定者情報:国保資格区分、570. 氏名履歴情報:履歴氏名優先区分、571. 筆頭者履歴情報:作成更新日、572. 在留期間履歴情報:作成更新日、573. 付記情報:作成更新日、574. 印鑑基本情報:回答期限、575. 個人構成情報:英字世帯主名、576. 個人構成情報:在留カード等の番号履歴SEQ、577. 転出予定者情報:国保加入区分、578. 氏名履歴情報:履歴カナ併記名区分、579. 筆頭者履歴情報:自治体コード、580. 在留期間履歴情報:自治体コード、581. 付記情報:作成更新時間、582. 印鑑基本情報:刻印種類コード、583. 個人構成情報:カナ通称世帯主名、584. 個人構成情報:在留資格等履歴SEQ、585. 転出予定者情報:国保退本扶区分、586. 氏名履歴情報:世帯番号、587. 前住所履歴情報:宛名番号、588. 在留期間満了日履歴情報:宛名番号、589. 付記情報:自治体コード、590. 印鑑基本情報:刻印文字、591. 個人構成情報:通称世帯主名、592. 個人構成情報:在留期間履歴SEQ、593. 転出予定者情報:国保老健区分、594. 氏名履歴情報:出力順位、595. 前住所履歴情報:改製SEQ、596. 在留期間満了日履歴情報:改製SEQ、597. 個人番号カード等情報:宛名番号、598. 印鑑基本情報:印材コード、599. 個人構成情報:世帯主氏名優先区分、600. 個人構成情報:在留期間満了日履歴SEQ、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル4

601. 転出予定者情報:基礎年金資格、602. 氏名履歴情報:作成更新日、603. 前住所履歴情報:履歴SEQ、604. 在留期間満了日履歴情報:履歴SEQ、605. 個人番号カード等情報:番号通知書類受領区分、606. 印鑑基本情報:申請者コード、607. 個人構成情報:現住所町名コード、608. 個人構成情報:住民票コード、609. 転出予定者情報:基礎年金番号、610. 氏名履歴情報:自治体コード、611. 前住所履歴情報:履歴前住所都道府県コード、612. 在留期間満了日履歴情報:履歴外国人在留期間開始日、613. 個人番号カード等情報:通知カード運用状況、614. 印鑑基本情報:申請者名、615. 個人構成情報:現住所番地コード、616. 個人構成情報:本人確認コード、617. 転出予定者情報:基礎年金種別、618. 生年月日履歴情報:宛名番号、619. 前住所履歴情報:履歴前住所市区町村コード、620. 在留期間満了日履歴情報:履歴外国人在留期間満了日、621. 個人番号カード等情報:通知カード回収日、622. 印鑑基本情報:本人確認コード、623. 個人構成情報:現住所枝番コード、624. 個人構成情報:出力順位、625. 転出予定者情報:基礎年金得喪日、626. 生年月日履歴情報:改製SEQ、627. 前住所履歴情報:履歴前住所、628. 在留期間満了日履歴情報:世帯番号、629. 個人番号カード等情報:通知カード返戻日、630. 印鑑基本情報:証明発行フラグ、631. 個人構成情報:現住所小枝番コード、632. 個人構成情報:作成更新日、633. 転出予定者情報:選挙資格、634. 生年月日履歴情報:履歴SEQ、635. 前住所履歴情報:履歴前住所方書、636. 在留期間満了日履歴情報:出力順位、637. 個人番号カード等情報:通知カード通知日、638. 印鑑基本情報:証明発行停止理由コード、639. 個人構成情報:現住所枝番3コード、640. 個人構成情報:自治体コード、641. 転出予定者情報:選挙登録日、642. 生年月日履歴情報:履歴生年月日、643. 前住所履歴情報:履歴前住所郵便番号、644. 在留期間満了日履歴情報:作成更新日、645. 個人番号カード等情報:通知カード破棄日、646. 印鑑基本情報:証明発行停止日、647. 個人構成情報:現住所番地編集区分、648. 個別記載情報:宛名番号、649. 転出予定者情報:児童手当資格、650. 生年月日履歴情報:履歴和暦生年月日、651. 前住所履歴情報:履歴前住所異動日、652. 在留期間満了日履歴情報:自治体コード、653. 個人番号カード等情報:個人番号カード運用状況、654. 印鑑基本情報:証明発行停止解除日、655. 個人構成情報:現住所、656. 個別記載情報:改製SEQ、657. 転出予定者情報:児童手当該当日、658. 生年月日履歴情報:履歴登録生年月日、659. 前住所履歴情報:履歴前住所届出日、660. 事実主管理情報:宛名番号、661. 個人番号カード等情報:個人番号カード有効期限、662. 印鑑基本情報:証明発行停止備考、663. 個人構成情報:現住所方書コード、664. 個別記載情報:改製日、665. 転出予定者情報:印鑑資格、666. 生年月日履歴情報:世帯番号、667. 前住所履歴情報:履歴前住所異動事由コード、668. 事実主管理情報:世帯番号、669. 個人番号カード等情報:個人番号カード回収日、670. 印鑑基本情報:旧印鑑番号、671. 個人構成情報:現住所方書、672. 個別記載情報:世帯番号、673. 転出予定者情報:印鑑番号、674. 生年月日履歴情報:出力順位、675. 前住所履歴情報:履歴前住所区分、676. 事実主管理情報:出力順位、677. 個人番号カード等情報:送付先送信状態区分、678. 印鑑基本情報:履歴SEQ、679. 個人構成情報:現住所郵便番号、680. 個別記載情報:出力順位、681. 転出予定者情報:介護資格得喪フラグ、682. 生年月日履歴情報:作成更新日、683. 前住所履歴情報:世帯番号、684. 事実主管理情報:改製SEQ、685. 個人番号カード等情報:送付先再送信理由区分、686. 印鑑基本情報:印影履歴SEQ、687. 個人構成情報:現住所住定日、688. 個別記載情報:総合改製SEQ、689. 転出予定者情報:介護資格異動日、690. 生年月日履歴情報:自治体コード、691. 前住所履歴情報:出力順位、692. 事実主管理情報:事実主名、693. 個人番号カード等情報:送付先印刷区分、694. 印鑑基本情報:受付課所、695. 個人構成情報:現住所届出日、696. 個別記載情報:改製原住民票出力区分、697. 転出予定者情報:介護資格異動事由コード、698. 性別履歴情報:宛名番号、699. 前住所履歴情報:作成更新日、700. 事実主管理情報:外国人配偶者区分、701. 個人番号カード等情報:送付先個別設定区分、702. 印鑑基本情報:作成更新日、703. 個人構成情報:現住所異動事由コード、704. 個別記載情報:住民区分、705. 転出予定者情報:介護市町村コード、706. 性別履歴情報:改製SEQ、707. 前住所履歴情報:自治体コード、708. 事実主管理情報:外国人配偶者名、709. 個人番号カード等情報:送付先氏名、710. 印鑑基本情報:自治体コード、711. 個人構成情報:前住所都道府県コード、712. 個別記載情報:国保資格、713. 転出予定者情報:介護被保険者区分、714. 性別履歴情報:履歴SEQ、715. 先住所履歴情報:宛名番号、716. 事実主管理情報:作成更新日、717. 個人番号カード等情報:送付先住所区分、718. 印影情報:宛名番号、719. 個人構成情報:前住所市区町村コード、720. 個別記載情報:国保番号、721. 転出予定者情報:介護資格取得日、722. 性別履歴情報:履歴性別、723. 先住所履歴情報:改製SEQ、724. 事実主管理情報:自治体コード、725. 個人番号カード等情報:送付先市外住所コード、726. 印影情報:印影履歴SEQ、727. 個人構成情報:前住所、728. 個別記載情報:国保証番号、729. 転出予定者情報:介護資格喪失日、730. 性別履歴情報:世帯番号、731. 先住所履歴情報:履歴SEQ、732. 自治体識別情報:宛名番号、733. 個人番号カード等情報:送付先住所、734. 印影情報:印影取込時解像度、735. 個人構成情報:前住所方書、736. 個別記載情報:国保得喪日、737. 転出予定者情報:介護一号該当日、738. 性別履歴情報:出力順位、739. 先住所履歴情報:履歴先住所都道府県コード、740. 自治体識別情報:世帯番号、741. 個人番号カード等情報:送付先方書、742. 印影情報:作成更新日、743. 個人構成情報:前住所郵便番号、744. 個別記載情報:国保退職得喪日、745. 転出予定者情報:介護被保険者番号、746. 性別履歴情報:作成更新日、747. 先住所履歴情報:履歴先住所市区町村コード、748. 自治体識別情報:改製SEQ、749. 個人番号カード等情報:送付先郵便番号、750. 印影情報:印影データ、751. 個人構成情報:前住所区分、752. 個別記載情報:国保資格区分、753. 転出予定者情報:介護最新要介護区分、754. 性別履歴情報:自治体コード、755. 先住所履歴情報:履歴先住所、756. 自治体識別情報:自治体識別コード、757. 個人番号カード等情報:個人番号カード交付予定場所、758. 印影情報:自治体コード、759. 個人構成情報:転入元住所都道府県コード、760. 個別記載情報:国保加入区分、761. 転出予定者情報:介護最新認定有効期間開始日、762. 続柄履歴情報:宛名番号、763. 先住所履歴情報:履歴先住所方書、764. 自治体識別情報:作成更新日、765. 個人番号カード等情報:個人番号カード受理予定場所、766. 印鑑履歴情報:宛名番号、767. 個人構成情報:転入元住所市区町村コード、768. 個別記載情報:国保退本扶区分、769. 転出予定者情報:介護最新認定有効期間終了日、770. 続柄履歴情報:改製SEQ、771. 先住所履歴情報:履歴先住所郵便番号、772. 自治体識別情報:自治体コード、773. 個人番号カード等情報:送付先情報処理場所、774. 印鑑履歴情報:履歴SEQ、775. 個人構成情報:転入元住所、776. 個別記載情報:国保老健区分、777. 転出予定者情報:介護前回要介護区分、778. 続柄履歴情報:履歴SEQ、779. 先住所履歴情報:履歴先住所異動日、780. 介護資格情報:介護側処理日、781. 個人番号カード等情報:メモ、782. 印鑑履歴情報:印鑑番号、783. 個人構成情報:転入元住所方書、784. 個別記載情報:基礎年金資格、785. 転出予定者情報:介護前回認定有効期間開始日、786. 続柄履歴情報:履歴続柄1、787. 先住所履歴情報:履歴先住所届出日、788. 介護資格情報:連番、789. 個人番号カード等情報:作成更新日、790. 印鑑履歴情報:登録フラグ、791. 個人構成情報:転入元住所郵便番号、792. 個別記載情報:基礎年金番号、793. 転出予定者情報:介護前回認定有効期間終了日、794. 続柄履歴情報:履歴続柄2、795. 先住所履歴情報:履歴先住所異動事由コード、796. 介護資格情報:更新日、797. 個人番号カード等情報:自治体コード、798. 印鑑履歴情報:処理事由コード、799. 個人構成情報:転入元住所区分、800. 個別記載情報:基礎年金種別、801. 転出予定者情報:介護申請中フラグ、802. 続柄履歴情報:履歴続柄3、803. 先住所履歴情報:履歴先住所区分、804. 介護資格情報:資格得喪フラグ、805. 国保資格情報:宛名番号、806. 印鑑履歴情報:異動日、807. 個人構成情報:先住所都道府県コード、808. 個別記載情報:基礎年金得喪日、809. 転出予定者情報:未受理通知発行フラグ、810. 続柄履歴情報:履歴続柄4、811. 先住所履歴情報:世帯番号、812. 介護資格情報:資格異動日、813. 国保資格情報:更新日、814. 印鑑履歴情報:異動理由コード、815. 個人構成情報:先住所市区町村コード、816. 個別記載情報:選挙資格、817. 転出予定者情報:作成更新日、818. 続柄履歴情報:世帯番号、819. 先住所履歴情報:出力順位、820. 介護資格情報:資格異動事由コード、821. 国保資格情報:国保番号、8

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

（2）本人確認情報ファイル
1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名　、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37.旧氏　漢字、38. 旧氏　外字数、39. 旧氏　ふりがな、40. 旧氏　外字変更連番

（3）送付先情報ファイル
1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字　外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、40. 氏名　漢字、41. 氏名　漢字　外字数、42. 氏名　かな項目長、43. 氏名　かな、44. 郵便番号、45. 住所　項目長、46. 住所、47. 住所　外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名　項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62.旧氏　漢字、63. 旧氏　外字数、64. 旧氏　ふりがな、65. 旧氏　外字変更連番、66. ローマ字　氏名、67. ローマ字　旧氏

（別添3）番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
6	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	市町村長
7	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
8	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
10	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
11	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
12	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
13	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
14	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
15	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
17	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
18	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

（別添3）番号法第19条第8号別表第2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
21	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
22	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
23	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
24	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
25	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
26	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
27	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
28	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
30	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
31	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
33	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
34	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
35	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
36	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
37	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
38	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
40	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
41	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

（別添3）番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
43	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
44	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
45	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
46	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるも	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
47	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
48	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
49	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
50	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
51	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
52	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
53	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
54	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
56	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
57	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
58	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
59	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

（別添4）番号法第9条第1項別表第1に定める事務

項番	移転先	移転先における用途	移転する情報の対象となる本人の範囲（選択肢で記載）	移転方法	時期・頻度
1	財政局税務部税制課、課税管理課、納税管理課、市民税課、資産税課、納税第一課、納税第二課	地方税法に基づく個人市民税、県民税、固定資産税等の賦課・徴収・調査に関する事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
2	保健福祉局医療衛生部健康保険課、区市民総合窓口課、市民センター	国民健康保険法に基づく国民健康保険事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
3	保健福祉局高齢障害部高齢福祉課、区市民総合窓口課、市民センター	国民年金法に基づく国民年金事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
4	保健福祉局医療衛生部健康保険課、区市民総合窓口課、市民センター	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療保険事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
5	保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、区高齢障害支援課介護保険室	介護保険法に基づく介護保険事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
6	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、区高齢障害支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者自立支援事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
7	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、区高齢障害支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
8	保健福祉局保護課、区社会援護課	生活保護法に基づく生活保護事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
9	こども未来局こども未来部こども企画課、区こども家庭課	児童手当法に基づく児童手当事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
10	こども未来局こども未来部健全育成課、区こども家庭課	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
11	こども未来局こども未来部健全育成課、区こども家庭課	母子及び寡婦福祉法に基づく自立支援給付金貸付等事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
12	都市局建築部住宅整備課	公営住宅法に基づく住宅管理事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
13	保健福祉局保護課、区社会援護課	中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付等事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
14	都市局建築部住宅整備課	住宅地区改良法に基づく改良住宅の管理等事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
15	保健福祉局健康福祉部健康支援課、区健康課	健康増進法に基づく健康増進事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
16	保健福祉局医療衛生部保健所感染症対策課	予防接種法に基づく予防接種実施等事務	（1）	庁内連携システム	移転先が必要とする都度

（別添4）番号法第9条第1項別表第1に定める事務

項番	移転先	移転先における用途	移転する情報の対象となる本人の範囲（選択肢で記載）	移転方法	時期・頻度
17	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、区高齢障害支援課	知的障害者福祉法に基づく福祉サービス措置及び費用の徴収に関する事務	（3）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
18	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、区高齢障害支援課	身体障害者福祉法に基づく福祉サービス措置及び費用の徴収に関する事務	（3）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
19	保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、区高齢障害支援課介護保険室	老人福祉法に基づく居宅者への介護サービス措置及び費用の徴収に関する事務	（3）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
20	こども未来局こども未来部健全育成課、区こども家庭課	児童福祉法に基づく母子生活支援施設の保護に関する事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
21	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課、区高齢障害支援課	児童福祉法に基づく障害児通所給付支援等に関する事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
22	こども未来局こども未来部幼保運営課、区こども家庭課	児童福祉法に基づく保育費用徴収に関する事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度
23	こども未来局こども未来部健全育成課、区こども家庭課	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務	（4）	庁内連携システム	住民基本台帳ファイルの更新の都度

（別添4）番号法第9条第2項及び番号利用条例に定める事務

項番	移転先	移転先における用途	特定個人情報	時期・頻度
1	こども家庭支援課	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
2	健康支援課	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
3	障害福祉サービス課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
4	こども家庭支援課	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	随時
5	感染症対策課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
6	障害福祉サービス課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
7	精神保健福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
8	課税管理課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
9	住宅整備課	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
10	健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
11	障害福祉サービス課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
12	住宅整備課	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
13	こども家庭支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	随時
14	高齢福祉課	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
15	高齢福祉課	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	随時

（別添4）番号法第9条第2項及び番号利用条例に定める事務				
項番	移転先	移転先における用途	特定個人情報	時期・頻度
16	障害者自立支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
17	障害者自立支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
18	健康支援課	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
19	介護保険管理課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
20	地域福祉課	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
21	障害者自立支援課・障害福祉サービス課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	随時
22	幼保運営課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	随時

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び転出証明書の交付 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑦住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び転出証明書の交付 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の委任が認められており、本市においては、平成26年11月28日付け機構に委任（同年12月15日告示）した。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機能に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 凡例：「※」重要事項	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 住民基本台帳（住民票）の記載・変更・消除 転入、転出、出生、死亡、職権等により住民基本台帳の住民情報を記載（住民票を作成）、修正、削除（住民票を除票）する。 2. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民情報を照会する。 3. 帳票の発行機能 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する。 4. 住民基本台帳の統計機能 人口統計を表示する。 5. 住基ネットと連携する機能 機構、県、他自治体と住基ネットを通じ連携する。 6. 法務省への通知事項（市町村通知）の作成機能 外国人住民に係る住民票の記載等に応じて、市町村通知を作成する。 7. 戸籍情報システムと連携する機能 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ住所情報を連携する。	1. 住民基本台帳（住民票）の記載・変更・消除 転入、転出、出生、死亡、職権等により住民基本台帳の住民情報を記載（住民票を作成）、修正、削除（住民票を除票）する。 2. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民情報を照会する。 3. 帳票の発行機能 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する。 4. 住民基本台帳の統計機能 人口統計を表示する。 5. 住基ネットと連携する機能 機構、県、他自治体と住基ネットを通じ連携する。 6. 法務省への通知事項（市町村通知）の作成機能 外国人住民に係る住民票の記載等に応じて、市町村通知を作成する。 7. 戸籍情報システムと連携する機能 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ住所情報を連携する。 8. 庁内連携機能 ・庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、業務共通システムへの連携機能 ・窓口ワンストップ業務実現に係る総合窓口支援システムとの連動機能 9. 印鑑登録機能 印鑑登録情報の管理機能や印鑑証明書の発行機能	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他 法務省連携ネットワークシステム、国民健康保険システム、国民年金システム、福祉システム、福祉総合システム	その他 法務省連携ネットワークシステム、戸籍情報システム、国民健康保険システム、国民年金システム、福祉システム、介護保険システム	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	○情報提供ネットワークシステム、○庁内連携システム	○情報提供ネットワークシステム、○庁内連携システム、○宛名システム等	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	－	総合窓口支援システム（総合受付、総合照会）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	－	（総合受付） 1　受付及び処理状況管理 　総合窓口において市民からのライフイベントに応じた申請や届出等の受付登録を行い、その後の異動 入力や交付書類作成等の進行状況を管理 2　市民及び職員への案内 　ライフイベントや申請・届出処理の結果を踏まえた市民への案内文書及び届書等代行作成、また受付担当職員等への事務連絡 3　他業務との連携 　総合窓口においてワンストップサービスを実施するための国民健康保険や福祉業務等との資格情報を連携 （総合照会） 1　総合照会機能 　住民に対する照会業務の効率化を図るため、住民情報の照会機能を集約 　照会可能な情報は世帯情報、個人情報、証明書の発行履歴照会、他業務照会（選挙、国保、後期、年 金、福祉系）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続	―	○庁内連携システム、○宛名システム等、○その他（既存住民基本台帳システム、国民健康保険システム、税務システム、介護システム、福祉システム）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	―	コンビニ交付システム	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	―	1．データ連携機能 （1）庁内の情報システムと住民票の写し等の証明書情報を連携する。 （2）証明書データを地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センターと連携する。 2．証明書作成機能 連携データを使用し、証明書データを作成する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他システムとの接続	－	○庁内連携システム、○住民基本台帳ネットワークシステム、○宛名システム等、○その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、戸籍情報システム）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	3．送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	3．送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任して、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。（通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部を委任できることから、本市においては平成26年11月28日に機構に委任（同年12月15日告示）。）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－5 個人番号の利用 法令上の根拠	2．住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	2．住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅰ－7 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民局　市民自治推進部　市民サービス課	市民局　市民自治推進部　区政推進課	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅰ－7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	山根　正美	時田　繁	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	別添1 事務の内容	「（1）住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容（既存住民基本台帳システムを中心とした事務の流れ） 別紙「変更前　別添1」参照	「（1）住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容（既存住民基本台帳システムを中心とした事務の流れ） 別紙「別添1」参照	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－2 住民基本台帳ファイル 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成29年1月予定	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－2 住民基本台帳ファイル 基本情報 ⑥事務担当部署	市民サービス課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	○本人または本人の代理人、○地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村）、○その他（地方公共団体情報システム機構）	○本人または本人の代理人、○評価実施機関内の他部署（保健福祉局健康部健康保険課、保健福祉局保健福祉総務課、保健福祉局高齢障害部介護保険課、保健福祉局高齢障害部高齢福祉課）、○行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構）、○地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村）、○その他（法務省）	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙、○その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	○紙、○庁内連携システム、○その他（住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム、総合窓口支援システム、コンビニ交付システム）	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・住民が来庁し、転入等の住民異動届、出生等の戸籍届が提出される都度	・住民が来庁し、転入等の住民異動届、出生等の戸籍届が提出される都度 ・他自治体にて更新された住民情報を住基ネット経由で、日次の頻度で取得する。 ・法務省にて更新された外国人住民情報を法務省連携により日次の頻度で取得する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民サービス課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・本人の申し出等で住民基本台帳へ個人情報を記録・修正し、本人からの希望及び使用目的に応じて証明書を交付する。 ・機構、県、及び他市区町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理に使用する。 ・番号法第19条第7号別表第2に基づき、住民票関係情報を提供する。	・本人の申し出等で住民基本台帳へ個人情報を記録・修正し、本人からの希望及び使用目的に応じて証明書を交付する。 ・庁内関係各課に番号法及びその法令で定められた事務において本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供。 ・機構、県、及び他市区町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理に使用する。 ・番号法第19条第7号別表第2に基づき、住民票関係情報を提供する。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成29年1月1日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 7件	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	住民情報系運用管理業務委託	千葉市住民基本台帳システム開発保守サービス契約	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	住民情報系システムの運用保守に関すること	既存住民基本台帳システム開発・運用・保守に関すること	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、入札結果として千葉市ウェブサイトでも公開している。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、入札結果として千葉市ウェブサイトでも公開している。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社アールオーエス	毎年度入札により委託契約するため未定。	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	休日開庁時の住民情報系システム運用保守委託	帳票印刷委託	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	休日開庁時の住民情報系システム運用保守に関すること	業務用の帳票の印刷	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	既存住民基本台帳オンラインシステムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間業者に委託している。	住民基本台帳事務の適正な執行のために必要である。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	○その他（原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合にのみシステムの直接操作を認めている。）	○電子記録媒体	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、委託先が決定した際には、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通株式会社　千葉支社	新システム移行によって発生する委託契約のため未定。	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	―	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑨再委託事項	上記委託内容と同様	―	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	―	データ入力及び証明書等請求交付、郵送請求処理業務（事務センター）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	―	既存住民基本台帳システム等入力業務、証明書等請求受付・交付業務、郵送請求処理業務	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	―	特定個人情報ファイルの全体	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	―	100万人以上1000万人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	―	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	－	法令等により職員に限定される事務以外の事務のうち、システム入力、受付、証明書発行業務など定型的な業務について、事務及び人的コストの合理化を進めるため、新たに事務センターを設置し、委託により運営する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	－	10人以上50人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	－	○その他（システムの直接操作を行うが、特定個人情報ファイルの提供は行わない。）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	－	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、委託先が決定した際には、入札結果として千葉市ウェブサイトに公表する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	－	新システム移行に合わせて、新たに発生する委託契約のため未定。	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託⑦再委託の有無	－	再委託しない	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	－	千葉市総合窓口等システム開発・保守サービス契約	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	－	総合窓口等支援システムの開発・運用・保守に関すること	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	－	特定個人情報ファイルの全体	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	－	100万人以上1000万人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	－	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	－	総合窓口等支援システムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間業者に委託している。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	－	10人以上50人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	－	○その他（原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合にのみシステムの直接操作を認めている。）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	－	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、入札結果として千葉市ウェブサイトでも公開している。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	－	富士通株式会社　千葉支社	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑦再委託の有無	－	再委託する	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	－	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑨再委託事項	－	上記委託内容と同様	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	－	千葉市コンビニ交付システム構築・運用保守業務委託契約	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	－	コンビニ交付システムの開発・運用・保守に関すること	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	－	特定個人情報ファイルの全体	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	－	100万人以上1000万人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	－	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	－	コンビニ交付システムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間業者に委託する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ③委託先における取扱者数	－	10人以上50人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	－	○その他（原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合にのみシステムの直接操作を認めている。）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	－	千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、入札結果として千葉市ウェブサイトでも公開する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	－	未定	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託⑦再委託の有無	－	再委託する	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託⑧再委託の許諾方法	－	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託⑨再委託事項	－	上記委託内容と同様	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転 （委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	○提供を行っている（56件）、○移転を行っている（25件）	○提供を行っている（56件）、○移転を行っている（46件）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転 （委託に伴うものを除く。） 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務の所管課（別添4参照） ※別紙（変更前）別添4参照	番号法第9条第1項別表第1に定める事務の所管課（別添4「番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定」参照）	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転 （委託に伴うものを除く。） 移転先1 ⑦時期・頻度	別紙（変更前）別添4参照	別添4「番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定」参照	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転 （委託に伴うものを除く。） 移転先3	－	番号法第9条第2項及び千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）（別添4「番号法第9条第2項及び番号利用条例に定める事務」参照）	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転 （委託に伴うものを除く。） 移転先3 ①法令上の根拠	－	・番号法第9条第2項 ・番号利用条例	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転 （委託に伴うものを除く。） 移転先3 ②移転先における用途	－	番号法第19条第7項別表第2の事務処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転 （委託に伴うものを除く。） 移転先3 ③移転する情報	－	個人番号、住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数	－	100万人以上1000万人未満	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	－	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ⑥移転方法	－	○庁内連携システム ○専用線	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ⑦時期・頻度	－	別添4「番号法第9条第2項及び番号利用条例に定める事務」参照	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－2 本人確認情報ファイル 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月4日	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－2 本人確認情報ファイル 基本情報 ⑥事務担当部署	市民サービス課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	事前	②事前通知事項

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－3 本人確認情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民サービス課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－3 本人確認情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成27年7月4日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－6 本人確認情報ファイル 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、総務省告示第334号（第6－8（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める期間（5年間）保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－2 送付先情報ファイル 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－2 送付先情報ファイル 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報は、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）は、機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報は、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）は、機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－2 送付先情報ファイル 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事前	②事前通知事項

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅱ－2 送付先情報ファイル 基本情報 ⑥事務担当部署	市民サービス課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅱ－3 送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	住民基本台帳法、同法施行令、同法施行規則に記載予定	住民基本台帳法、同法施行令、同法施行規則に記載予定。また、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に記載。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－3 送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－3 送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民サービス課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－3 送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅱ－5 送付先情報ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先 ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年1月1日	Ⅱ－5 送付先情報ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	（1）住民基本台帳ファイル 1. 世帯番号、2. 現住所区コード、3. 現住所町丁コード、4. 現住所番地（番）、5. 現住所子番（棟）、6. 現住所孫番（号）、7. 郵便番号、8. 世帯消除フラグ、9. 現住所方書漢字、10. 現住所方書カナ、11. 現住所漢字地番、12. 異動受付フラグ、13. 異動受付窓口コード、14. メモフラグ、15. メモ内容、16. メモ記載年月日、17. 広域交付抑止フラグ、18. 施設コード、19. 実態調査フラグ、20. 住民票出力順位変更フラグ、21. カナ氏名、22. 氏名、23. 性別、24. 続柄コード、25. 生年月日、26. 住民となった日、27. 外国人住民となった日、28. 区民日異動日、29. 区民日届出日、30. 増年月日、31. 増事由コード、32. 増届出年月日、33. 減年月日、34. 減事由コード、35. 減届出年月日、36. 選挙資格区分、37. 個人コード、38. 個人コード枝番、39. 個人消除フラグ、40. 前住所市町村コード、41. 前住所漢字、42. 転出先住所、43. 備考欄、44. 備考欄記載年月日、45. 氏名オーバーフローレコード有無、46. 住民票出力順位、47. 国保番号、48. 国保開始日、49. 国保喪失日、50. 国保退職者フラグ、51. 後記高齢番号、52. 後記高齢開始日、53. 後記高齢取得事由、54. 後記高齢喪失日、55. 後記高齢喪失事由、56. 介護保険番号、57. 介護保険開始日、58. 介護保険喪失日、59. 年金番号、60. 年金種別、61. 年金開始日、62. 年金喪失日、63. 児童手当資格区分、64. 児童手当支給開始年月日、65. 児童手当支給廃止年月日、66. 転入届出年月日、67. 印鑑番号、68. 印鑑有無フラグ、69. 印鑑異動年月日、70. 印鑑異動事由、71. 印鑑異動窓口、72. 住民区分、73. 住民票コード、74. 個人番号、75. 住記異動年月日、76. 住記異動事由、77. 住記情報処理日、78. 住記情報処理時刻、79. 住記改製日、80. 戸籍異動年月日、	別添2特定個人情報ファイル記録項目 （1）住民基本台帳ファイル1～4	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
	前記継続	81. 戸籍届出年月日、82. 本籍地住所コード、83. 本籍地町コード、84. 本籍地、85. 筆頭者漢字氏名、86. 戸籍情報出力方法フラグ、87. 戸籍情報データ区分、88. 外国人異動年月日、89. 外国人届出年月日、90. カナ通称名、91. 漢字通称名、92. 外国人氏名カタカナ表記、93. 国籍コード、94. 在留カード番号等、95. 規定区分、96. 在留資格、97. 在留期間（年数）、98. 在留期間（月数）、99. 在留期間（日数）、100. 在留期間満了日、101. 特別永住者証明書交付年月日、102. 特別永住者証明書有効期限、103. 外国人情報出力方法フラグ、104. 通称名履歴、105. 通称名記載年月日、106. 通称名記載市町村コード、107. 通称名記載市町村名、108. 通称名削除年月日、109. 通称名削除市町村コード、110. 通称名削除市町村名、111. 通称名溢れフラグ、112. 通称名処理窓口コード、113. 通称名履歴処理日、114. 通称名履歴処理時刻	前記に同じ		

変更箇所（別添５）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	（別添３）番号法第１９条第７号別表第2に定める事務 項番５２ 事務	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	（別添４）番号法第９条第１項別表第１に定める事務となる予定	別紙「（変更前）別添４」参照	別添4「番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定」参照 項番10削除、以降項番繰上げ ※　10　総務局総務部給与課　児童手当法に基づく児童手当事務　（1）　庁内連携システム　例年6月（現況確認が必要な都度）	事前	②事前通知事項
平成29年1月1日	Ⅲ－２ 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。	・窓口において届出内容や個人番号カード、若しくは通知カード及び法令により定められた運転免許証や旅券等の本人確認書類との組み合わせなどによる確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－２ 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク2 リスクに対する措置の内容	・住民異動届出においては、住基法第27条（届出の方式等）の規定に基づき、書面にて本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・住所異動届出書を分けることにより、届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。 ・システムを利用する職員を限定し、ID及びパスワードによる本人認証を実施している。 ・住基ネットから入手する場合は、特定の権限者以外は操作を行えず、また情報照会の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・個人番号は原則、住民票の写し等以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求が無い限り、省略して出力し、交付している（住民基本台帳法第12条第5項）。	・住民異動届出においては、住基法第27条（届出の方式等）の規定に基づき、書面にて本人又は代理人による届け出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・住所異動届出書を分けることにより、届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしている。 ・システムを利用する職員を限定し、ID及び生体認証による本人認証を実施している。 ・住基ネットから入手する場合は、特定の権限者以外は操作を行えず、また情報照会の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・個人番号は原則、住民票の写し等以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求が無い限り、省略して出力し、交付している（住民基本台帳法第12条第5項）。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－2 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード（番号法第17条）若しくは通知カード（番号法第7条）と主務省令で定める書類 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点	窓口において、対面で次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード（番号法第17条）若しくは通知カード（番号法第7条）と主務省令で定める書類 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書（運転免許証、旅券など） ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－2 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク4 リスクに対する措置の内容	・住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するために、入力及び照合した後は鍵付の書庫に保管する。 ・住基ネットを介して取得する場合は、特定の権限者以外は利用できない仕組みが構築されている。 ・既存住民基本台帳システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。	特定個人情報の入手に関しては、次の措置を実施するとともに、職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】 ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するために、入力及び照合した後は鍵付の書庫に保管する。 ・保存期間が終了するなど、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄する。 【電子データに対する措置】 ・・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を用いた連携を極力行わないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。 ・情報の入手はインターネットにつながるネットワークでは行わない。 ・住基ネットを介して取得する場合は、特定の権限者以外は利用できない仕組みが構築されている。 ・既存住民基本台帳システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。 【業務共通システムに対する措置】 ・業務共通システムについては、情報の暗号化を実施し、また各業務システムの専用回線とのみ情報をやり取りすることで、漏洩・紛失のリスクを防止している。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク1 その他の措置の内容	千葉市電子情報処理規程において、特定個人情報を利用しようとするときは、あらかじめ移転元に協議し、移転元が当該利用目的を検討のうえ適正と認めた場合に限り移転を許可する旨を規定している。	・千葉市電子情報処理規程において、特定個人情報を利用しようとするときは、あらかじめ移転元に協議し、移転元が当該利用目的を検討のうえ適正と認めた場合に限り移転を許可する旨を規定している。 ・インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者ID及びパスワードによる認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止するため、他の職員とID・パスワードを共有することを禁止するとともにパスワードに一定の有効期限を設けている。	・システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者ID及び生体認証による認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・住民記録オンラインシステムの利用者管理実施基準に基づき指定する「システム利用管理者」（市民サービス課長又は当該課長が指定した者）及び「所属内利用管理者」（所属長又は所属長が指定した者）にのみID・パスワードの発行及び権限付与を行う権限が与えられ、特定個人情報を閲覧又は更新する必要のある職員は、システム利用管理者又は所属内利用管理者に対しID・パスワード付与申請を行う運用としている。 ・パスワードは定期的に更新する運用としており、更新しない場合はIDが失効する仕組みをシステムにおいて構築している。 （注） システム利用管理者： 所属内利用管理者に対するID・パスワードの発行及び権限付与を行う。 所属内利用管理者： 所属内の利用者に対するID・パスワードの発行及び権限付与を行う。	【業務共通システムにおける措置】 （1）発効管理 正規職員については人事情報に基づき、アクセス権限を設定する。また、非正規職員については業務所管課からの申請に基づき、ユーザIDを発効し、アクセス権限を設定する。 （2）失効管理 正規職員については人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。また、非正規職員については契約期間の終了等に伴う業務所管課からの申請に基づき、アクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 【既存住民基本台帳システムにおける措置】 ・アクセス権限が必要となった場合、管理者が、事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発行する。・権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ID及びパスワードについては、利用者管理台帳を作成して管理しており、所属内利用管理者がID・パスワードの発行及び失効の都度更新する。 ・システム利用管理者は、定期的に不要なアクセス権限が付与されていないかを確認しており、また、月に1回、利用者一覧を所属内利用管理者に送付し、利用状況の把握及び管理を行っている。	【業務共通システム・既存住民基本台帳システムにおける措置】 ・情報システム課にて定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動／退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。 ・利用権限を職員単位、所属単位、機能単位に設定でき、設定した権限にしたがって、利用可能な処理メニューを提供することができる。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・利用履歴及び操作履歴を取得し、10年間保管している。 ・システム利用管理者が上記履歴を取得し、一定時間ログインを継続していた者について定期的に所属内利用管理者に通知し、不正な利用の牽制を行っている。	【業務共通システムにおける措置】 ・システムのアクセスログ管理機能により、個人を特定したログの管理を行うことにより、いつ、誰が、どのような情報にアクセスしたかをログに記録する。 ・記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。 【既存住民基本台帳システムにおける措置】 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置	－	【業務共通システムにおける措置】 端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間後に自動的にログオフする制御を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－3 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	・システム利用管理者が利用履歴及び操作履歴を取得し、一定時間ログインを継続していた者について定期的に所属内利用管理者に通知し、事務外利用した場合でも特定可能であることを周知することにより、事務外の利用を防止している。 ・千葉市情報セキュリティポリシーにおいて職務以外の目的に使用してはならないと定めており、すべての正規職員及び非正規職員が誓約書を提出している。 ・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行う。 ・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 ・千葉市情報セキュリティポリシーにおいて職務以外の目的に使用してはならないと定めており、すべての正規職員及び非正規職員が誓約書を提出している。 ・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行う。 ・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・システムの運用等を委託する際は、「千葉市電子情報処理規程」に基づき、あらかじめCIO補佐監と協議し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であるか確認をする。また責任者等が記載された体制図の提出を求めている。 ・市民課業務委託においては、入札参加要項にプライバシーマークの取得を参加要件としている。	・システムの運用等を委託する際は、「千葉市電子情報処理規程」に基づき、あらかじめCIO補佐監と協議し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であるか確認をする。 ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、体制図を提出させるとともに、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・市民課業務委託等においては、入札参加要項にプライバシーマークの取得を参加要件としている。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－4 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・利用履歴及び操作履歴について記録を残している。また、システム利用管理者が当該履歴を取得し、一定時間ログインを継続していた者について定期的に所属内利用管理者に通知し、不正な利用の牽制を行っている。	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－5 住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1 その他の措置の内容	－	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－7 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜千葉市における措置＞ ・特定個人情報を管理しているホストコンピュータの設置場所は、次の対策を行っている。 ①静脈認証方式による入退室管理及び監視カメラの設置による入退室者監視を行っている。 ②アクセス制御を管理するための運用管理サーバを設置し、不正なアクセスや障害発生時の通信状況を監視し、可視化している。 ・各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。また、当該執務室等への立入りは当該所属長が、入退室記録簿へ入退室状況を記録するとともに、所属職員を同行させることにより監視している。 ・特定個人情報が記載・記録された媒体の保管場所は、施錠管理している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【千葉市における措置】 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。 ＜サーバー室について＞ ・建物入口からサーバー室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。 ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。 ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバー室を設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバー室を設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消火設備を有した建物内にサーバー室を設置する。 ＜区役所等執務室について＞ ・入退室については、当該セキュリティ責任者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。また、当該執務室等への立入りは、入退室記録簿へ入退室状況を記録するとともに、所属職員を同行させることにより監視している。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、盗難防止用ワイヤーを用いて管理している。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	前記継続	前記に同じ	＜その他の対策＞ ・サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次の通り対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破砕・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。 ＜電磁的記録媒体の保管について＞ 施錠可能な保管場所に格納する。 【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間保存している。また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間（計13週間）保存している。 【中間サーバー・プラネットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラネットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。		

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－7 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜千葉市における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続制限、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。 （1）不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 （2）不正アクセス対策 ・インターネット等の外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－7 住民基本台帳ファイル 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	次の手順で情報の消去を行っている。 ①市民サービス課から情報システム課へ定期的にデータ消去のシステム作業依頼書を提出する。 ②依頼書に基づき、情報システム課で住民基本台帳データベースから一定の基準日時点における消除後5年経過した特定個人情報を抽出し、その一覧表・件数表を作成する。 ③作成した一覧表・件数表については、住民基本台帳を所掌する住民登録地の各区役所市民課において、廃棄決裁を行う。 ④決裁終了後、市民サービス課、情報システム課が、廃棄日をもって、システム処理により当該情報を一括消去する。	次の手順で情報の消去を行っている。 ①区政推進課から情報システム課へ定期的にデータ消去のシステム作業依頼書を提出する。 ②依頼書に基づき、情報システム課で住民基本台帳データベースから一定の基準日時点における消除後5年経過した特定個人情報を抽出し、その一覧表・件数表を作成する。 ③作成した一覧表・件数表については、住民基本台帳を所掌する住民登録地の各区役所市民課において、廃棄決裁を行う。 ④決裁終了後、区政推進課、情報システム課が、廃棄日をもって、システム処理により当該情報を一括消去する。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－2 本人確認情報ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や個人番号カード、若しくは通知カード及び運転免許証や旅券等の組み合わせなどによる本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－2 本人確認情報ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。	窓口において、対面で次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード（番号法第17条）若しくは通知カード（番号法第7条）と主務省令で定める書類 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書（運転免許証、旅券など） ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－2 本人確認情報ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・通知カード（番号法第7条）と主務省令で定める書類の提示、個人番号カード（同第17条）の提示を求める。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点の提示を求める。	・個人番号カード等の提示を受け、個人番号の真正性を確認する。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入時に個人番号カード（又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合は、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の紐付けにより確認を行う。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－3 本人確認情報ファイル 特定個人情報の使用 リスク1 その他の措置の内容	－	・インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 本人確認情報ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・アクセス権限の発効については、対象者の所属長が市民サービス課に申請し、許可された場合に限り、当該所属長が権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、対象者の所属長が市民サービス課に申請し、許可を得たうえで、当該所属長が権限失効を行う。 ・定期的に利用者全員を抽出し、不要となった権限が無いか確認を行っている。また、不要となった権限があれば権限失効・返却を行う。	・アクセス権限の発効については、対象者の所属長が区政推進課に申請し、許可された場合に限り、当該所属長が権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、対象者の所属長が区政推進課に申請し、許可を得たうえで、当該所属長が権限失効を行う。 ・定期的に利用者全員を抽出し、不要となった権限が無いか確認を行っている。また、不要となった権限があれば権限失効・返却を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 本人確認情報ファイル 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、従事者が事務外で使用することがないか確認する。 ・正規職員に対し、情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により情報セキュリティ対策について指導する。 ・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。 ・千葉市情報セキュリティポリシーにおいて職務以外の目的に使用してはならないと定めており、すべての正規職員及び非正規職員が誓約書を提出している。	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 ・正規職員に対し、情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により情報セキュリティ対策について指導する。 ・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。 ・千葉市情報セキュリティポリシーにおいて職務以外の目的に使用してはならないと定めており、すべての正規職員及び非正規職員が誓約書を提出している。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－4 本人確認情報ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・システムの運用等を委託する際は、「千葉市電子情報処理規程」に基づき、あらかじめCIO補佐監と協議し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であるか確認をする。また責任者等が記載された体制図の提出を求めている。	・システムの運用等を委託する際は、「千葉市電子情報処理規程」に基づき、あらかじめCIO補佐監と協議し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であるか確認をする。 ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、体制図を提出させるとともに、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－4 本人確認情報ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・毎日、操作履歴（ユーザーID、操作日時、処理事由等）を電子記録媒体に記録し、その媒体を永年保存している。 ・適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残している。	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－5 本人確認情報ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1 その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－7 本人確認情報ファイル 特定個人情報フィルの保管・消去 リスク1 ⑥技術対策 具体的な対策の内容	・サーバ・端末双方で新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・情報セキュリティホールに関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む）を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認している。 ・ネットワーク管理に係る体制等を整備し、ファイアウォールを導入することにより、第三者による不正アクセスを防いでいる。	・サーバ・端末双方で新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・情報セキュリティホールに関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む）を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認している。 ・ネットワーク管理に係る体制等を整備し、ファイアウォールを導入することにより、第三者による不正アクセスを防いでいる。 【その他不正アクセス対策】 ・インターネット等の外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－7 本人確認情報ファイル 特定個人情報フィルの保管・消去 リスク1 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、総務省告示第334号（第6－8（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－7 本人確認情報ファイル 特定個人情報フィルの保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	システム上、総務省告示第334号（第6－8（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、当該磁気ディスクに記録された情報が、廃棄する過程において第三者に入手されることを防ぐために、物理的破壊、専用ソフトを使用したデータの上書きその他の記録された情報が読みださせない措置を講ずる。	システム上、住民基本台帳施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、当該磁気ディスクに記録された情報が、廃棄する過程において第三者に入手されることを防ぐために、物理的破壊、専用ソフトを使用したデータの上書きその他の記録された情報が読みださせない措置を講ずる。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－2 送付先情報ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や個人番号カード、若しくは通知カード及び運転免許証や旅券等の組み合わせなどによる本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－2 送付先情報ファイル 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・通知カード（番号法第7条）と主務省令で定める書類の提示、個人番号カード（同第17条）の提示を求める。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点の提示を求める。	特定個人情報の入手元である既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・通知カード（番号法第7条）と主務省令で定める書類の提示、個人番号カード（同第17条）の提示を求める。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書（運転免許証、旅券など）となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点の提示を求める。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 送付先情報ファイル 特定個人情報の使用 リスク1 その他の措置の内容	－	・インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－3 送付先情報ファイル 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・アクセス権限の発効については、対象者の所属長が市民サービス課に申請し、許可された場合に限り、当該所属長が権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、対象者の所属長が市民サービス課に申請し、許可を得たうえで、当該所属長が権限失効を行う。 ・定期的に利用者全員を抽出し、不要となった権限が無いか確認を行っている。また、不要となった権限があれば権限失効を行う。	・アクセス権限の発効については、対象者の所属長が区政推進課に申請し、許可された場合に限り、当該所属長が権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、対象者の所属長が区政推進課に申請し、許可を得たうえで、当該所属長が権限失効を行う。 ・定期的に利用者全員を抽出し、不要となった権限が無いか確認を行っている。また、不要となった権限があれば権限失効を行う。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－3 送付先情報ファイル 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、従事者が事務外で使用することがないか確認する。 ・正規職員に対し、情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により情報セキュリティ対策について指導する。 ・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。 ・千葉市情報セキュリティポリシーにおいて職務以外の目的に使用してはならないと定めており、すべての正規職員及び非正規職員が誓約書を提出している。	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 ・正規職員に対し、情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により情報セキュリティ対策について指導する。 ・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。 ・千葉市情報セキュリティポリシーにおいて職務以外の目的に使用してはならないと定めており、すべての正規職員及び非正規職員が誓約書を提出している。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－4 送付先情報jファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・システムの運用等を委託する際は、「千葉市電子情報処理規程」に基づき、あらかじめCIO補佐監と協議し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であるか確認をする。また責任者等が記載された体制図の提出を求めている。	・システムの運用等を委託する際は、「千葉市電子情報処理規程」に基づき、あらかじめCIO補佐監と協議し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であるか確認をする。 ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、体制図を提出させるとともに、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－4 送付先情報ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・毎日、操作履歴（ユーザーID、操作日時、処理事由等）を電子記録媒体に記録し、その媒体を永年保存している。 ・適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残している。	・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅲ－5 送付先情報ファイル 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1 その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅲ－7 送付先情報ファイル 特定個人情報フィルの保管・消去 リスク1 ⑥技術対策 具体的な対策の内容	・サーバ・端末双方で新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・情報セキュリティホールに関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む）を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認している。 ・ネットワーク管理に係る体制等を整備し、ファイアウォールを導入することにより、第三者による不正アクセスを防いでいる。	・サーバ・端末双方で新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・情報セキュリティホールに関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む）を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認している。 ・ネットワーク管理に係る体制等を整備し、ファイアウォールを導入することにより、第三者による不正アクセスを防いでいる。 【その他不正アクセス対策】 ・インターネット等の外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。	事前	①重要な変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	Ⅳ－2 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜千葉市における措置＞ ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。また、情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。 ・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行う。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	・サーバ・端末双方で新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・情報セキュリティホールに関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む）を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認している。 ・ネットワーク管理に係る体制等を整備し、ファイアウォールを導入することにより、第三者による不正アクセスを防いでいる。 【その他不正アクセス対策】 ・インターネット等の外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。	事前	①重要な変更
平成29年1月1日	Ⅴ－2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所8階 千葉市役所　市民局　市民自治推進部　市民サービス課 043-245-5134	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所8階 千葉市役所　市民局　市民自治推進部　区政推進課 043-245-5134	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	平成26年9月12日	平成27年12月28日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年11月19日から平成26年12月18日（30日間）	平成27年10月6日から平成27年11月4日（30日間）	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 3．第三者点検 ①実施日	平成26年11月11日、平成27年1月8日、2月6日	平成27年10月5日、11月10日、12月24日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 3．第三者点検 ③結果	評価書の記載内容については、現段階の評価としては妥当であるとして了承された。以下、主な意見・修正事項。 ・評価書本文中の記号の使用（「※」の表記）については、様式にあらかじめ記載されている記号と同じものを使用すると意味が混同されてしまうので記載方法を見直すべきとの指摘を受け、評価書の記載方法を見直した。 ・同一実施機関の他の評価書と記載方法が統一されていない部分について見直すべきとの指摘を受け、他の事務の評価書との記載方法の統一を図った。 ・再委託先と委託先とで同程度のセキュリティ体制を確保する必要があるがどのように確認するのかとの指摘を受け、評価書に再委託先、委託先におけるセキュリティ体制を千葉市が確認する方法について記載することとした。 ・「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に、操作記録を残しているだけでなく、その記録の確認体制・方法についても記載すべきとの指摘を受け、評価書に市が操作記録を確認する体制・方法について記載することとした。 ・国からの中間サーバーに関する情報提供について、点検結果や考え方の詳細を確認した方がよいのではないかという指摘を受け、国に点検結果や考え方の詳細を確認することとした。 ・再委託業務の従事者等について、条例では罰則が適用されないため、条例改正の検討が必要ではないかとの指摘を受け、千葉市個人情報保護条例の改正を検討することとした。	評価書の記載内容については、現段階の評価としては妥当であるとして了承された。以下、主な意見・対応状況。 ・現在、再委託をしている住民基本台帳システム開発保守サービス契約について再委託の必要性を確認するようにとの指摘を受け、状況を確認した。 ・市民等からの意見聴取の際に、評価書上の用語等の使用方法などが市民等から見ると理解しがたい表現となっているので、何らかの工夫が必要との指摘を受け、市民からの意見を募集するホームページの表示を見直した。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 4．特定個人情報保護委員会の承認 ①提出日	―	平成27年12月28日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅰ 基本情報 6．情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，77，80，84，89，91，92，94，96，101，102，103，105，106，108，111，112，113，114，116，117，120の項） （別表第2における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，77，80，84，85の2，89，91，92，94，96，101，102，103，105，106，108，111，112，113，114，116，117，120の項） （別表第2における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	①主務省令の改正に伴う形式的な変更
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	［○］提供を行っている（56件）	［○］提供を行っている（57件）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 （別添3）番号法第19条第7項別表2に定める事務	－	項番：57 情報照会者：都道府県知事 事務特定優良賃貸住宅の供給に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報：地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 情報提供者：市町村長	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 2．基本情報 ⑥事務担当部署	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民総合窓口課、各市民センター、各連絡所、区政事務センター	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民総合窓口課、各市民センター、各連絡所、区政事務センター	事後	①組織改正に伴う名称の変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	（別添4）番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定	項番2、3、4 移転先中 区保険年金課、区市民課、市民センター	項番2、3、4 移転先中 区市民総合窓口課、市民センター、区政事務センター	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （本人確認情報ファイル） 2．基本情報 ⑥事務担当部署	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民総合窓口課、各市民センター、各連絡所	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （本人確認情報ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民総合窓口課、各市民センター、各連絡所	事後	①組織改正に伴う名称の変更
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 2．基本情報 ⑥事務担当部署	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民総合窓口課、各市民センター、各連絡所	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	区政推進課、各区市民課、各市民センター、各連絡所	区政推進課、各区市民総合窓口課、各市民センター、各連絡所	事後	①組織改正に伴う名称の変更
平成30年8月2日	Ⅰ 基本情報 7．評価実施期間における担当部署 ②所属長	時田　繁	小倉　淳	事後	①人事異動による変更であり重要な変更に当たらない。

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 　その内容	事例1（メールの誤送信に関する記載） 事例2（メールの誤送信に関する記載） 事例3（メールの誤送信に関する記載）	事例1（メールの誤送信に関する記載）	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
平成30年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 　再発防止策の内容	事例1（メールの誤送信に関する記載） 事例2（メールの誤送信に関する記載） 事例3（メールの誤送信に関する記載）	事例1（メールの誤送信に関する記載）	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
平成31年4月4日	Ⅰ 基本情報 7．評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	小倉　淳	課長	事後	平成30年5月21日、特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）の変更による評価項目の変更
平成31年4月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 2．基本情報 ⑤保有開始日	平成29年1月予定	平成29年1月1日	事後	記載修正漏れ
平成31年4月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手方法 評価実施期間内の他部署（　）欄	保健福祉局健康部健康保険課、保健福祉局保健福祉総務課、保健福祉局高齢障害部介護保険課、保健福祉局高齢障害部高齢福祉課	保健福祉局健康部健康保険課、保健福祉局保健福祉総務課、保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、保健福祉局高齢障害部高齢福祉課	事後	①組織改正に伴う名称の変更
平成31年4月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名称	毎年度入札により委託契約するため未定。	毎年度入札により委託契約しているため、千葉市ウェブサイトにて入札結果として掲載する。	事後	①経年に伴う記載の修正であり、重要な変更にあたらない。

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名称	新システム移行によって発生する委託契約のため未定。	毎年度入札により委託契約しているため、千葉市ウェブサイトにて入札結果として掲載する。	事後	①経年に伴う記載の修正であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名称	新システム移行に合わせて、新たに発生する委託契約のため未定。	株式会社パソナ	事後	①事前通知事項とされているものであるが、既に公表されているものであり、重要な変更にあたらない
平成31年4月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （住民基本台帳ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名称	未定	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	事後	①事前通知事項とされているものであるが、既に公表されているものであり、重要な変更にあたらない
平成31年4月4日	（別添4）番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定 項番5、19　移転先	保健福祉局高齢障害部介護保険課、区高齢障害支援課介護保険室	保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、区高齢障害支援課介護保険室	事後	①組織改正に伴う名称の変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	I-1 ②事務の内容 （下部のなお書き部分）	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の委任が認められており、本市においては、平成26年11月28日付け機構に委任（同年12月15日告示）した。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機能に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 凡例：「※」重要事項	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号 。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められており、本市においては、平成26年11月28日付け機構に委任（同年12月15日告示）した。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機能に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 凡例：「※」重要事項	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	I-2　システム1 ③他のシステムとの連携	[○]宛名システム	[　　]宛名システム	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	I-2 システム2 ②システムの機能	4．本人確認情報検索 ：統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4．本人確認情報検索 ：統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	I-2　システム2 ②システムの機能	7．送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7．送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	I-2　システム4 ③他のシステムとの連携	[○]宛名システム	[　]宛名システム	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	I-2　システム5 ③他のシステムとの連携	[○]宛名システム	[　]宛名システム	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	I-2　システム6 ③他のシステムとの連携	[○]宛名システム	[　]宛名システム	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	I-4 ①事務実施上の必要性	3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任して、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。（通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部を委任できることから、本市においては平成26年11月28日に機構に委任（同年12月15日告示）。）	3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条）。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。（個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部を委任できることから、本市においては平成26年11月28日に機構に委任（同年12月15日告示）。）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	I-5 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点）	2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅰ-6 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項）	（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85-2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項）	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（1）住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容 図の下部	―	（矢印等の凡例を追加）	事後	①記載を詳細にする軽微な修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（1）住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容 「1－③更新」の矢印	―	（矢印の始点を修正）	事後	①記載を詳細にする軽微な修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容 下部の注釈	※個人番号カードに係る事務（通知カード／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	※個人番号カードに係る事務（個人番号通知書／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容 図の下部	―	（矢印等の凡例を追加）	事後	①記載を詳細にする軽微な修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容 （備考）	1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	①記載を詳細にする軽微な修正であり、重要な変更にあたらない。

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容 （備考）	2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	①記載を詳細にする軽微な修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容 （備考）	3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。 （略） 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 （略） 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	事後	①記載を詳細にする軽微な修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月21日	（別添1）事務の内容 「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容 （備考）	4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	①記載を詳細にする軽微な修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月21日	Ⅱ-3 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署 （保健福祉局健康部健康保険課、保健福祉局保健福祉総務課、保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、保健福祉局高齢障害部高齢福祉課）	評価実施期間内の他部署 （保健福祉局医療衛生部健康保険課、保健福祉局保健福祉総務課、保健福祉局高齢障害部介護保険管理課、保健福祉局高齢障害部高齢福祉課）	事後	①組織改正に伴う名称の変更であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	委託する 7件	委託する 6件	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1　千葉市住民記録システム開発保守サービス契約	千葉市住民基本台帳システム開発保守サービス契約	千葉市住民記録システム開発保守サービス契約	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1　千葉市住民記録システム開発保守サービス契約 ⑥委託先名	富士通株式会社　千葉支社	富士通Japan株式会社	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2　帳票印刷委託	（市民課業務派遣委託に関する記載）	（市民課業務派遣委託に関する記載を削除し、委託事項3帳票印刷委託から委託事項7千葉市コンビニ交付システム構築・運用保守業務委託契約をそれぞれ繰り上げ）	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3　ホスティングサービスの利用（データセンター） ⑥委託先名	日本電子計算株式会社	NECフィールディング株式会社　千葉支店	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3　ホスティングサービスの利用（データセンター） ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3　ホスティングサービスの利用（データセンター） ⑧再委託の許諾方法	委託先事業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	－	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3　ホスティングサービスの利用（データセンター） ⑨再委託事項	上記委託内容と同様	－	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5　千葉市総合窓口等支援システム開発・保守サービス契約 ⑥委託先名	富士通株式会社　千葉支社	富士通Japan株式会社	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5　千葉市総合窓口等支援システム開発・保守サービス契約 ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5　千葉市総合窓口等支援システム開発・保守サービス契約 ⑧再委託の許諾方法	委託先事業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	－	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5　千葉市総合窓口等支援システム開発・保守サービス契約 ⑨再委託事項	上記委託内容と同様	－	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-5 （住民基本台帳ファイル） 提供・移転の有無	[○]提供を行っている（57件）　[○]移転を行っている（46件）	[○]提供を行っている（59件）　[○]移転を行っている（46件）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-5 （住民基本台帳ファイル） 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務の所管課（別添4「番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定」参照）	番号法第9条第1項別表第1に定める事務の所管課（別添4「番号法第9条第1項別表第1に定める事務」参照）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ－6 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅱ-6 （住民基本台帳ファイル） 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	住基法施行令第34条（保存）に基づいて5年間保管する。	住基法施行令第34条（保存）に基づいて150年間保管する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-3 （本人確認情報ファイル） ⑧使用方法	4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	①記載を詳細にした軽微な修正であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （本人確認情報ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他　（特定個人情報ファイルの提供は行わない。）	[○]その他　（原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合にのみシステムの直接操作を認めている。）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （本人確認情報ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社　千葉支社	富士通Japan株式会社	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年10月21日	Ⅱ-6 （本人確認情報ファイル） 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	静脈認証により入退室管理を行っている部屋に、施錠管理したサーバラックに設置したサーバ内に保管する。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ－2 （送付先情報ファイル） ③対象となる本人の範囲　その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ－2 （送付先情報ファイル） ④記録される項目 主な記録項目	[〇]その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）	[〇]その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報）	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ－2 （送付先情報ファイル） ④記録される項目 その妥当性	・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）は、機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ－3 （送付先情報ファイル） ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ－3 （送付先情報ファイル） ⑤本人への明示	住民基本台帳法、同法施行令、同法施行規則に記載予定。また、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に記載。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ－3 （送付先情報ファイル） ⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ－3 （送付先情報ファイル） ⑧使用方法	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （送付先情報ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他　（特定個人情報ファイルの提供は行わない。）	[○]その他　（原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合にのみシステムの直接操作を認めている。）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ-4 （送付先情報ファイル） 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社　千葉支社	富士通Japan株式会社	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年10月21日	Ⅱ－5 （送付先情報ファイル） 提供先1 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ－5 （送付先情報ファイル） 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ－5 （送付先情報ファイル） 提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ－6 （送付先情報ファイル） 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	静脈認証により入退室管理を行っている部屋に、施錠管理したサーバラックに設置したサーバ内に保管する。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅱ （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 （2）本人確認情報ファイル	（略）35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	（略）35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37.旧氏　漢字、38. 旧氏　外字数、39. 旧氏　ふりがな、40. 旧氏　外字変更連番	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 （3）送付先情報ファイル	（略）60. 外字フラグ、61. 外字パターン	（略）60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏　漢字、63. 旧氏　外字数、64. 旧氏　ふりがな、65. 旧氏　外字変更連番、66. ローマ字　氏名、67. ローマ字　旧氏	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ 別添3（番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者）	（略）	（現在の法令に合わせて最新化した）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ （別添4）	番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定	番号法第9条第1項別表第1に定める事務	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ （別添4） 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 項番2、4、16　移転先	保健福祉局健康部	保健福祉局医療衛生部	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ （別添4） 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 項番7、17、18、21　移転先	保健福祉局高齢障害部障害企画課	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ （別添4） 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 項番15　移転先	保健福祉局健康部	保健福祉局健康福祉部	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅱ （別添4） 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 項番22　移転先	こども未来局こども未来部保育運営課	こども未来局こども未来部幼保運営課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月21日	Ⅲ－2 （住民基本台帳ファイル） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口において届出内容や個人番号カード、若しくは通知カード及び法令により定められた運転免許証や旅券等の本人確認書類との組み合わせなどによる確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。	・窓口において届出内容や法令により定められた身分証明書の組み合わせなどによる確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅲ－2 （住民基本台帳ファイル） リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	①記載誤りの修正による軽微な変更であり、重要な変更にあたらない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅲ－2 （住民基本台帳ファイル） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード（番号法第17条）若しくは通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ ・写真入りの官公庁発行の身分証明書（運転免許証、旅券など） ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点	窓口において、対面で次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書（運転免許証、旅券など） ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証、国民年金手帳など）2点	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅲ－2 （住民基本台帳ファイル） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、個人番号の真正性を確認する。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・個人番号カード等の提示を受け、個人番号の真正性を確認する。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード等の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅲ－4 （住民基本台帳ファイル） 情報保護管理体制の確認	・市民課業務委託等においては、入札参加要項にプライバシーマークの取得を参加要件としている。	・ホスティングサービスの利用（データセンター）委託においては、入札参加要項にプライバシーマークの取得を参加要件としている。	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅲ－6 （住民基本台帳ファイル） リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	①地方公共団体情報システム機構からの通知に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅲ－7 （住民基本台帳ファイル） リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜その他の対策＞ （略） ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破砕・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 （略） 【中間サーバー・プラネットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜その他の対策＞ （略） ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立ち会いの下、消磁・破砕・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。 （略） 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①（略） ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	①地方公共団体情報システム機構からの通知に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅲ－2 （本人確認情報ファイル） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や個人番号カード、若しくは通知カード及び運転免許証や旅券等の組み合わせなどによる本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や法令により定められた身分証明書の組み合わせなどによる本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅲ－2 （本人確認情報ファイル） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード等の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅲ－7 （本人確認情報ファイル） リスク1 ⑤物理的対策	・情報システム課サーバ室については、情報システム課長から許可を得た者に限り、その都度与えられるID及び静脈認証により入室するとともに、入退室状況の記録を行う。 ・特定個人情報は、情報システム課サーバ室内の施錠管理を行っているサーバラックに設置したサーバに保管する。	・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次の通り対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁・破砕・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。 ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅲ－2 （送付先情報ファイル） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や個人番号カード、若しくは通知カード及び運転免許証や旅券等の組み合わせなどによる本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や法令により定められた身分証明書の組み合わせなどによる本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅲ－7 （送付先情報ファイル） リスク1 ⑤物理的対策	・情報システム課サーバ室については、情報システム課長から許可を得た者に限り、その都度与えられるID及び静脈認証により入室するとともに、入退室状況の記録を行う。 ・特定個人情報は、情報システム課サーバ室内の施錠管理を行っているサーバラックに設置したサーバに保管する。	・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次の通り対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁・破砕・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。 ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅲ－7 （送付先情報ファイル） リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	①経年に伴う記載の修正であり、重要な変更にあたらない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅲ－4 （住民基本台帳ファイル） （本人確認情報ファイル） （送付先情報ファイル） 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場 合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体 制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先に おけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め、又は実地に検査することができる。	事後	①リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。	年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	①地方公共団体情報システム機構からの通知に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ②監査 具体的な内容	（略）	（略） ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	①地方公共団体情報システム機構からの通知に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅳ　その他のリスク対策 2．従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	情報セキュリティ対策に係る指導を担当する部署が、特定個人情報を取扱う部署における情報資産の取り扱いに関する内部監査を定期的に行う。また、指摘事項については優先順位を付けて順位の高いものから改善に努めている。 【主な確認項目】 （略）	情報セキュリティ対策に係る指導を担当する部署が、特定個人情報を取扱う部署における情報資産の取り扱いに関する内部監査を定期的に行う。また、指摘事項については優先順位を付けて順位の高いものから改善に努めている。 【主な確認項目】 （略） ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事後	①地方公共団体情報システム機構からの通知に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	Ⅳ　その他のリスク対策 3．その他のリスク対策	（記載なし）	＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	①地方公共団体情報システム機構からの通知に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減させる変更であることから、重要な変更にあたらない
令和3年10月21日	項目一覧	（別添3）番号法第19条第7号別表第2に定める事務	（別添3）番号法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，74，77，80，84，85-2，89，91，92，94，96，101，102，103，105，106，108，111，112，113，114，116，119の項） （別表第2における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，74，77，80，84，85-2，89，91，92，94，96，101，102，103，105，106，108，111，112，113，114，116，119の項） （別表第2における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（住民基本台帳ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧　使用方法	・本人の申し出等で住民基本台帳へ個人情報を記録・修正し、本人からの希望及び使用目的に応じて証明書を交付する。 ・庁内関係各課に番号法及びその法令で定められた事務において本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供。 ・機構、県、及び他市区町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理に使用する。 ・番号法第19条第7号別表第2に基づき、住民票関係情報を提供する。	・本人の申し出等で住民基本台帳へ個人情報を記録・修正し、本人からの希望及び使用目的に応じて証明書を交付する。 ・庁内関係各課に番号法及びその法令で定められた事務において本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供。 ・機構、県、及び他市区町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理に使用する。 ・番号法第19条第8号別表第2に基づき、住民票関係情報を提供する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転先（委託に伴うものを除く） 提供先　1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者（別添3参照）	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者（別添3参照）	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転先（委託に伴うものを除く） 提供先　1 ①　法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転先（委託に伴うものを除く） 提供先　1 ②　提供先における用途	番号法第19条第7条別表第2に定める各事務	番号法第19条第8条別表第2に定める各事務	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　（住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先　3 ②　移転先における用途	番号法第19条第7項別表第2の事務処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。	番号法第19条第8項別表第2の事務処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	（別添3）番号法第19条第7号別表第2に定める事務	（別添3）番号法第19条第7号別表第2に定める事務	（別添3）番号法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（本人確認情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供は、番号法第19条第6号及び住基法第30条の6第1項の規定に該当するか確認のうえ提供する。	・特定個人情報の提供は、番号法第19条第7号及び住基法第30条の6第1項の規定に該当するか確認のうえ提供する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供は、番号法第19条第6号及び住基法第30条の6第1項の規定に該当するか確認のうえ提供する。	・特定個人情報の提供は、番号法第19条第7号及び住基法第30条の6第1項の規定に該当するか確認のうえ提供する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号 。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められており、本市においては、平成26年11月28日付け機構に委任（同年12月15日告示）した。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機能に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号 。以下「個人番号カード省令」という。）第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて機構が事務の一部を処理することとされている。 そのため、当該事務においては、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 7.送付先情報通知	7．送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7．送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅰ　基本情報 4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 3．送付先情報ファイル	3．送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条）。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。（個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部を委任できることから、本市においては平成26年11月28日に機構に委任（同年12月15日告示）。）	3．送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条）。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，74，77，80，84，85-2，89，91，92，94，96，101，102，103，105，106，108，111，112，113，114，116，119の項） （別表第2における情報照会の根拠）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，74，77，80，84，85-2，89，91，92，94，96，97，101，102，103，105，106，107，108，111，112，113，114，116，117，119，120の項） （別表第2における情報照会の根拠）	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （本人確認情報ファイル） 6．特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その他必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、これらの事務を実施する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構が、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行うこととされていることから、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて行う機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （送付先情報ファイル） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	①法令改正に伴う変更
令和3年10月21日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （本人確認情報ファイル） 7.特定個人情報の保管・消去 ⑩死者の個人番号 具体的な管理方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	事後	①法令改正に伴う変更

変更箇所（別添5）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月21日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （本人確認情報ファイル） 7.特定個人情報の保管・消去 ⑩死者の個人番号 消去手順 手順の内容	システム上、住民基本台帳施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、当該磁気ディスクに記録された情報が、廃棄する過程において第三者に入手されることを防ぐために、物理的破壊、専用ソフトを使用したデータの上書きその他の記録された情報が読みださせない措置を講ずる。	システム上、住民基本台帳施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、当該磁気ディスクに記録された情報が、廃棄する過程において第三者に入手されることを防ぐために、物理的破壊、専用ソフトを使用したデータの上書きその他の記録された情報が読みださせない措置を講ずる。	事後	①法令改正に伴う変更